



事務連絡  
平成28年1月5日

(一社)熊本県建設業協会会長 殿

熊本労働局労働基準部健康安全課長

### 労働安全衛生法に基づく規格を具備しないパイプサポートについて

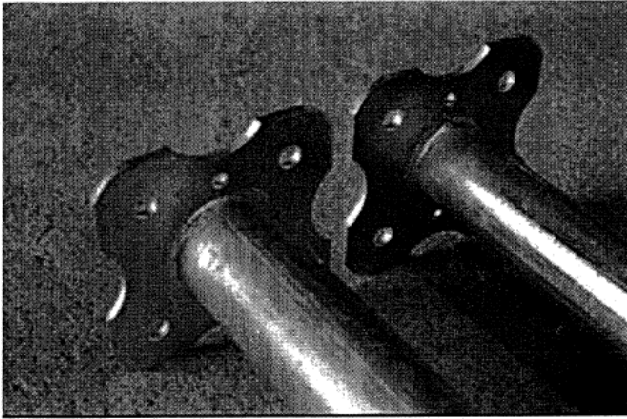
標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室を通じ、一般社団法人仮設工業会から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条に基づき厚生労働大臣が定める型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和56年労働省告示第101号。以下「規格」という。）を具備していない型わく支保工用のパイプサポート（以下「当該パイプサポート」という。）が流通されている旨の情報提供がなされたところです。

当該パイプサポートは、別紙1のとおり、受け板及び台板に切り欠きがあるタイプの製品ですが、規格第5条で定める製造者名、製造年等の表示がないものです。

当該パイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において、規格第4条第1項で示されている強度試験等を試みたところ、別紙2のとおり、規格第2条第4号及び第5号で規定されている腰管及び差込み管の肉厚の値を満たさないものや、規格で規定されている強度を満たさないものが確認され、当該パイプサポートの製造者及び流通経路について調査を行っているところです。

当該パイプサポートを型わく支保工用に譲渡・貸与・設置（以下「設置等」という。）することは、労働安全衛生法第42条に違反します。つきましては、貴会の会員に対して、当該パイプサポートを設置等しないよう、また仮に、現に設置してある当該パイプサポートがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）など必要な措置をとるよう、周知方お願い申し上げます。

<別紙1>



- ・ 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- ・ 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ。

1 パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚の一例 (最大使用長 309cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm 以上				

2 強度試験結果 (ナイフエッジによる圧縮試験) の一例 (最大使用長 255cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0 kN 以上				

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が 255cm 及び 309cm のものであるが、それ以外のサイズのもものが流通している可能性がある。

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 25 日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部安全課

課長 野澤 英児

建設安全対策室長 奥村 伸人

技術審査官 夏井 智毅

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5486)

(直通電話) 03(3595)3225

### 労働安全衛生法に基づく規格を満たさないパイプサポートの流通が判明しました

～ 建設業界団体や、都道府県労働局に通知 ～

厚生労働省は、本日、一般社団法人仮設工業会から情報提供があった労働安全衛生法に基づく規格を満たしていない型わく支保工用のパイプサポートが一部で流通していることについて、建設業界団体や都道府県労働局に対し、通知を行いましたので、お知らせします。

パイプサポートは、建設工事などでコンクリートを流し込んだ型わくをコンクリートが固まるまで支えるための支柱です。倒壊などを防ぐために、労働安全衛生法に基づく所要の規格\*を満たしていないものは、譲渡、貸与、設置をすることができません。

今回問題となっているパイプサポートは、次ページの写真のとおり、受け板と台板に切り欠きがあるタイプの製品で、規格で義務付けられている製造者名や製造年などの表示がありません。

このパイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において試験を行ったところ、規格で規定されている強度を満たさないものや、規格で規定されている腰管や差込み管の肉厚の値を満たさないものがあることが確認されました。

なお、製造者と流通経路については現在調査中です。

※型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年労働省告示第 101 号）

報道関係者の皆さまへ

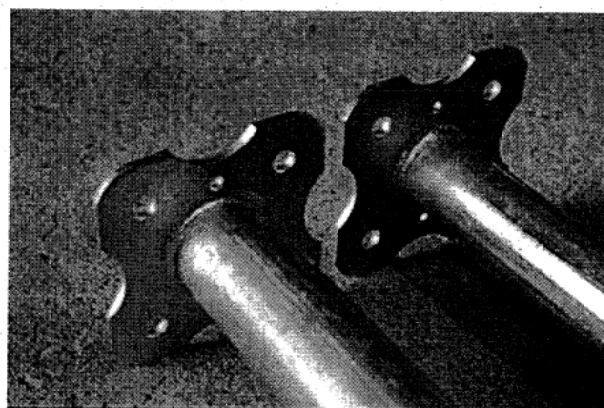
今回のパイプサポートによる事故などを防ぐため、注意喚起にご協力ください

＜パイプサポートを設置等される方へ＞

- (1) 労働安全衛生法に基づく規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がないものを譲渡、貸与、設置してはいけません。
- (2) 製造者名、製造年等の表示がないパイプサポートは本来、設置することはできませんが、仮に、現に設置してあるものがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）などの措置をとってください。

## 1 問題となっているパイプサポート

- 規格で義務付けられている製造者名、製造年等の表示がない。
- 受け板及び台板に切り欠きがあるタイプ



(写真提供：一般社団法人仮設工業会)

## 2 満たしていない規格の内容

### (1) パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚

腰管や差込み管の肉厚が規格で定める値を満たさないものが確認されています。

腰管、差込み管の肉厚の一例（最大使用長 309cm）

供試体 NO.	1	2	3	4	5
腰管の肉厚 [mm]	1.92	1.92	1.88	1.88	1.90
規格で定められている基準	2.0mm 以上				
差込み管の肉厚 [mm]	2.191	2.170	2.176	2.194	2.198
規格で定められている基準	2.2 mm 以上				

(資料提供：一般社団法人仮設工業会)

### (2) 強度試験(ナイフエッジによる圧縮試験)

座屈に対する強度を調べるための試験(ナイフエッジ(座屈を誘発しやすい試験環境をつくるために取り付ける治具)による圧縮試験)による強度が規格で定める値を満たさないものが確認されています。

試験結果の一例(ナイフエッジによる圧縮試験)(最大使用長 255cm)

供試体 NO.	1	2	3	4	5
強度 [kN]	22.55	24.20	24.75	23.65	24.35
規格で定められている基準	26.0 kN 以上				

(資料提供：一般社団法人仮設工業会)

※ 今回試験を行ったのは、最大使用長が 255cm 及び 309cm のものですが、それ以外のサイズのもので流通している可能性がありますのでご注意ください。

(資料)

1. 都道府県労働局労働基準部安全主務課長あて平成 27 年 12 月 25 日付け事務連絡
2. 建設業団体あて平成 27 年 12 月 25 日付け事務連絡

(参考) パイプサポートの構造 (概念図)

